

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第35条第1項
許認可等の種類	職業訓練法人の設立の認可
法令の定め	・職業能力開発促進法 第35条第1項
審査基準	<p>1 当該申請に係る社団または財団の定款または寄附行為の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>2 定款または寄附行為に同法35条第2項各号の事項が定められていること。</p> <p>3 当該申請に係る社団または財団がその業務を的確に遂行することができる能力を有していること。</p> <p>(1) 当該社団または財団の資産状況、組織、運営の方法等から永続性を持ってその業務を的確に遂行する能力を有していること。</p> <p>(2) 設立の際の資産として負債、抵当権、質権等が設定されている財産、および設立と同時に業務目的に従い運営し得ない財産等の資産がないこと。</p> <p>(3) 主たる事業が営利事業である団体またはその収益を構成員に分配する団体でないこと。</p> <p>(4) 設立を受けた後認定職業訓練を行うこととしている団体については、当該認定を受けた後直ちに認定の申請をし、確実に認定を受けるものであること。</p> <p>4 職業能力開発促進法施行規則第49条の規定に基づく申請書および必要な書類が添付されていること。</p> <p>5 審査に当たって考慮する通達等</p> <p>(1) 昭和44年10月1日訓発第248号労働省職業訓練局長通達 「新職業訓練法の施行について」第6職業訓練団体</p> <p>(2) 平成8年9月20日閣議決定 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」</p>
標準処理期間	<p>総期間 1ヶ月</p> <p>経由機関 日・月()</p> <p>協議機関 日・月()</p> <p>処分機関 日・月()</p>
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号:)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)